

## 石川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 介護サービスは、高齢者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであり、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要があることから、県は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)実施要綱(令和2年6月19日付け老発 0619 第1号。以下「実施要綱」という。)に基づき、介護サービス事業所・施設等並びに介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「訪問系サービス事業所」とは、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所をいう。

2 この要綱において、「通所系サービス事業所」とは、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所をいう。

3 この要綱において、第1項から第2項を総称して「介護サービス事業所・施設等」といい、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含む。

### (実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、県とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

### (交付金対象事業)

第4条 交付金の交付対象となる事業(以下「交付金事業」という。)は次の(1)から(3)までの事業とする。

(1)介護サービス事業所・施設等における感染症対策事業

実施要綱の3の(1)に掲げる事業をいう。

(2)介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金

実施要綱の3の(2)に掲げる事業をいう。

(3)介護サービス再開に向けた事業

実施要綱の3の(3)に掲げる事業をいう。

### (交付額の算定)

第5条 交付金の額の算定方法及び補助対象経費等は、別表1のとおりとする。

### (代理受領)

第6条 介護サービス事業者は、慰労金の支給事業の受給権者である職員に代わって慰労金を受領し、当該受給権者に支給するものとする。

### (交付の申請)

第7条 交付金の申請を行う者(以下「申請者」という。)は次に示す書類を知事に提出するものと

する。

(1) 申請者

区分	ア 介護サービス事業者による申請(原則)	イ 個人による申請
介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業	介護サービス事業者が同一法人内の介護サービス事業所・施設等の事業計画を取りまとめ、一括して知事に交付申請するものとする。	
介護サービス再開に向けた支援事業		
介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業	介護サービス事業者は、同一法人内の介護サービス事業所・施設等の職員から慰労金の代理受領の委任を受け、知事に交付申請するものとする。	各職員が知事に交付申請するものとする。

(2) 提出書類

ア (1)アに該当する者

- (ア) 交付申請書(別記様式第1号)
- (イ) 事業所・施設別申請額一覧(様式1)
- (ウ) 事業所・施設別申請額一覧(サービス別一覧)(別添)
- (エ) 事業実施計画書(様式2)
- (オ) 介護慰労金受給職員表(様式3)
- (カ) 事業所口座情報(様式4)

イ (1)イに該当する者(以下「個人申請者」という。)

- (ア) 個人用申請書(別記様式第2号)
- (イ) その他別に定める書類

(3) 提出期限

知事が別に定める日まで

(交付の決定等)

第8条 知事は、前条又は次条の規定に基づき、申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認められた場合は、第10条に掲げる事項を条件に交付金の交付決定をするものとし、申請者に通知する。

(変更交付申請)

第9条 前条の規定に基づく決定を受けた者が、この交付金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請を行う場合の手続きは、第7条の規定に準じて、事業計画変更承認申請書(別記様式第3号)に関係書類を添えて、速やかに知事に提出するものとする。

(交付の条件)

第10条 この交付金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。ただし、第4条(2)の事業

については、第7号から第10号までの規定は適用しない。

- 一 知事は、交付金の交付の決定後、交付金の趣旨に該当しない事実や交付申請の内容と異なる事実が判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付金の全部又は一部を返還させることができること。
- 二 知事は、事業の円滑かつ確実な遂行を図るため、遂行状況について、交付金の申請者に対し、事業の遂行状況等について検査の実施又は報告を求めることができ、申請者はこれに従わなければならないこと。
- 三 申請者は、事業実施計画の各事業配分を超えて交付金の配分を調整する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- 四 申請者は、事業実施計画を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- 五 事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- 六 事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- 七 事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならないこと。
- 八 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納入させることがあること。
- 九 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- 十 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別記様式第5号により速やかに知事に報告しなければならないこと。
- 十一 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。
- 十二 この交付金に係る対象経費を重複して、他の地方公共団体等からの交付を受けてはならないこと。

(申請の取下げ)

第11条 申請者は交付金の交付申請を取下げようとする場合には、交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(概算払い)

第12条 知事は必要があると認めるときは、交付金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(実績報告)

第 13 条 第8条又は第9条の規定に基づく決定を受けた者(個人申請者を除く。)(以下「交付金対象事業者」という。)は、事業が完了した日(第 10 条第5号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 30 日以内)に次に定める書類を知事に提出し、交付金の精算をしなければならない。

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書(別記様式第4号)
- イ 事業所・施設別実績報告書一覧(様式5)
- ウ 事業所・施設別申請額一覧(サービス別一覧)(別添)
- エ 事業実績報告書(様式6)
- オ 介護慰労金受給職員表(様式3)
- カ 別途、知事が必要と認めた書類

(交付額の確定等)

第 14 条 交付金対象事業者から、事業完了又は廃止若しくは中止に係る交付金事業の報告を受けた場合においては、前条の実績報告書等の書類の審査等の結果、その報告に係る交付金事業の成果が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、申請者に通知するものとし、個人申請者の場合にあっては、交付金の交付決定の際に交付確定を行い、申請者に通知するものとする。

(交付金の返還)

第 15 条 知事は、交付すべき交付金額の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

(違約加算金)

第 16 条 交付金対象事業者が第 10 条第1号の規定により交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領日の日(交付金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの日において受領したものとす。)から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年 10.95%の割合で計算した違約加算金を納付しなければならない。

2 前項の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた交付金の額に充てるものとする。

(延滞金)

第 17 条 交付金対象事業者は、交付金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基

礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(介護サービス事業者の責務)

第18条 介護サービス事業者は、交付金の交付に関する事務を適正に行うとともに、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な方法により取得し、適正な管理のための必要な措置を講じ、取得した目的の範囲で利用する等適正な取扱いをしなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めのない事項及び交付金の交付に関し必要な事項は、別途、知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年8月21日から施行し、令和2年度の交付金について適用する。

別表1

1 事業区分	2 対象経費	3 交付額
介護サービス施設・事業所等における感染対策支援事業	別記1(1)補助対象経費のとおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表2に定める交付基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)</li> <li>・1事業所・1施設等当たり上限額に達するまで助成するものとする。</li> </ul>
在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	/	別表3のとおり
在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	別記1(2)補助対象経費のとおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表3に定める交付基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)</li> <li>・1事業所当たり上限額に達するまで助成するものとする。</li> </ul>
介護サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業	慰労金、口座振り込みに必要な手数料	別表4に定めるところによる(振込手数料については、1事業所・1施設当たり千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

別表2

対象※ 事業所	令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、介護サービス提供を行うために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等		
交付基準額	1	通所介護事業所(通常規模型)	892 千円/事業所
	2	通所介護事業所(大規模型(Ⅰ))	1137 千円/事業所
	3	通所介護事業所(大規模型(Ⅱ))	1480 千円/事業所
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	384 千円/事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所	375 千円/事業所
	6	通所リハビリテーション事業所(通常規模型)	939 千円/事業所
	7	通所リハビリテーション事業所(大規模型(Ⅰ))	1181 千円/事業所
	8	通所リハビリテーション事業所(大規模型(Ⅱ))	1885 千円/事業所
	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	44 千円/定員
	10	訪問介護事業所	534 千円/事業所
	11	訪問入浴介護事業所	564 千円/事業所
	12	訪問看護事業所	518 千円/事業所
	13	訪問リハビリテーション事業所	227 千円/事業所
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508 千円/事業所
	15	夜間対応型訪問介護事業所	204 千円/事業所
	16	居宅介護支援事業所	148 千円/事業所
	17	福祉用具貸与事業所	148 千円/事業所
	18	居宅療養管理指導事業所	33 千円/事業所
	19	小規模多機能型居宅介護事業所	475 千円/事業所
	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所	638 千円/事業所
	21	介護老人福祉施設	38 千円/定員
	22	地域密着型介護老人福祉施設	40 千円/定員
	23	介護老人保健施設	38 千円/定員
	24	介護医療院	48 千円/定員
	25	介護療養型医療施設	43 千円/定員
	26	認知症対応型共同生活介護事業所	36 千円/定員
	27	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)	37 千円/定員
	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)	35 千円/定員

※事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

別表3

対象事業所※ <sup>1</sup>		①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	
交付基準額	1	通所介護事業所(通常規模型)	200 千円/事業所	
	2	通所介護事業所(大規模型(Ⅰ))	200 千円/事業所	
	3	通所介護事業所(大規模型(Ⅱ))	200 千円/事業所	
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	200 千円/事業所	
	5	認知症対応型通所介護事業所	200 千円/事業所	
	6	通所リハビリテーション事業所(通常規模型)	(電話による確認の場合) 1.5 千円/利用者	200 千円/事業所
	7	通所リハビリテーション事業所(大規模型(Ⅰ))	1.5 千円/利用者	200 千円/事業所
	8	通所リハビリテーション事業所(大規模型(Ⅱ))	1.5 千円/利用者	200 千円/事業所
	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	(訪問による確認の場合) 3 千円/利用者	200 千円/事業所
	10	訪問介護事業所	3 千円/利用者	200 千円/事業所
	11	訪問入浴介護事業所	3 千円/利用者	200 千円/事業所
	12	訪問看護事業所	3 千円/利用者	200 千円/事業所
	13	訪問リハビリテーション事業所	3 千円/利用者	200 千円/事業所
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3 千円/利用者	200 千円/事業所
	15	夜間対応型訪問介護事業所	3 千円/利用者	200 千円/事業所
	16	居宅介護支援事業所	(電話による確認の場合) <sup>※2</sup> 1.5 千円/利用者	200 千円/事業所
	17		(訪問による確認の場合) <sup>※2</sup> 3 千円/利用者	200 千円/事業所
	18	福祉用具貸与事業所	(電話による確認の場合) 1.5 千円/利用者	200 千円/事業所
	19	居宅療養管理指導事業所	1.5 千円/利用者	200 千円/事業所
	20	小規模多機能型居宅介護事業所	(訪問による確認の場合) 3 千円/利用者	200 千円/事業所
	21	看護小規模多機能型居宅介護事業所	3 千円/利用者	200 千円/事業所

※<sup>1</sup> 対象事業所については、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る。

※<sup>2</sup> 居宅介護支援事業所において、看護師等が協力した場合は、電話による確認の場合 4.5 千円、訪問による確認の場合 6 千円となる

別表4

区分	支給対象者等	交付額
介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業	実施要綱3の(1)①アに定める介護サービス・事業所・施設等に勤務し、次のいずれにも該当する職員 (1) 令和2年2月21日から同年6月30日までの間に通算して10日以上勤務した者 (2) 「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている者(派遣労働者及び業務委託受託者の労働者も含む。) (3) 介護サービス事業者が従事者等に対して慰労金を支給する際に要した振込手数料は、交付金の支給対象として申請することができる。	
	① 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員	
	ア 訪問系サービス事業所 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員	1人20万円
	イ ア以外の事業所 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日(※2)以降に勤務した職員	1人20万円
	ウ ア及びイに該当しない職員	1人5万円
② ①以外の支給対象事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員	1人5万円	

※1 慰労金の給付は、医療機関や障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。

※2 患者について症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日とする。

## 別記1

### 交付金の交付額の補助対象経費

#### (1) 介護サービス事業所・施設等における感染対策支援事業に係る補助対象経費

令和2年4月1日以降に発生する以下のようなかかり増し経費について、補助を行う。ただし、実際の補助に当たっては、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービス等の提供時では想定されないもので実施要綱の目的に反しないと判断できるものであれば幅広く対象とする。

(例)

- ア 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用
- イ 外部専門家等による研修の実施に要する費用
- ウ (研修受講等に要する)旅費・宿泊費、受講費用等
- エ 感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用
- オ 感染防止を徹底するための面会室の改修費
- カ 消毒費用・清掃費用
- キ 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費
- ク 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料
- ケ 自動車の購入またはリース費用
- コ 自転車の購入またはリース費用
- サ タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用を除く)
- シ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料
- ス 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用
- セ 訪問介護員による同行指導への謝金(通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合)
- ソ 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費

#### (2) 介護サービス再開に向けた支援事業に係る補助対象経費

令和2年4月1日以降に発生する「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る以下のような物の購入費用等について補助を行う。

(例)

- ア 長机、飛沫防止パネルの購入費
- イ 換気設備の購入及び設置に要する経費
- ウ 電動自動車等の購入又はリース費用
- エ タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用を除く)
- オ 感染防止のための内装改修費